

（1）大学・学科の設置理念

①大学

本学は1965年（昭和40年）に、「大乘仏教の精神に基づき、社会福祉の増進と教育とによる人間開発、社会開発に貢献する人材の育成」（本学学則第1条）を、その建学の理念及び教育目的として開学され、令和5年度に設置している7学部13学科において、大学全体としての教育の基盤を「宗教と福祉と教育」の三位一体としております。したがって、本学は開学当初より、社会福祉の人材養成のみならず、人間開発への教育課程の導入を積極的に図ることにより、教員養成にも努めてきており、大学開設後、昭和41年度から中学校教諭一種及び高等学校教諭二種の課程認定を受け、昭和42年からは養護学校教諭一種の課程認定を受けるなど教員養成機関として地域に根ざした人材養成を行ってまいりました。今後においても、学校教育を取り巻く現状と課題を踏まえ、今日の教員不足に対応可能な有為な教員の養成をはじめとする学校現場や教員養成における諸課題に積極的に対応し、これまでの本学における教員養成の実績を基盤として、教職課程の改善及び充実等に積極的に取り組むとともに、大学として、より質の高い教育活動を目指すこととしております。

また大学の建学の理念や教育目的を踏まえ、本学のディプロマ・ポリシーは以下のとおり定めています。

【淑徳大学 ディプロマ・ポリシー】

I. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本学は、大乘仏教の精神に基づき、社会福祉の増進と教育とによる人間開発、社会開発に貢献する人材の養成を目的としている。この教育理念の実現に向け、学則に示す卒業要件を満たし、以下に示す知識・技能・態度を有する者に卒業を認定し、学位を授与する。

【1 社会の構成員としての基本的知識・技能・態度】

- （1）日本語や英語のコミュニケーション能力を修得している。
- （2）情報リテラシーや数量的スキルを修得している。
- （3）課題発見・問題解決能力を持ち、主体性をもって協力し合う態度を身に付けている。
- （4）自己管理能力、倫理観、リーダーシップ、市民としての社会的責任、生涯学習力を修得している。
- （5）人間、社会、国際、自然等に関する広い知識と理解を有している。

【2 専門教育分野における知識・技能・態度】

- （1）自らが学んだ学位プログラムの基礎となる原理・原則を理解し、それに基づく体系的専門知識を修得している。
- （2）修得した体系的専門知識を、実践の場において活用する技能や態度を修得している。

このディプロマ・ポリシーに基づき、社会の構成員として必要な知識・技能・態度を養成するとともに、これらを基礎として専門教育における知識・技能・態度を養成するためにカリキュラム・ポリシーを策定し、体系的・順次性のあるカリキュラムを組んで教育活動を実施します。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

総合福祉学部教育目的「社会福祉を支えるさまざまな学問分野における基礎的知識と技術を修得した上で、それらを総合的に理解し、実践的に応用し活用できる能力を身に付ける」や養成する人材像「地域社会の諸活動をはじめ経済社会全体が抱える諸課題の解明と解決に主体的かつ積極的に関わり、共生社会の実現に取り組む人材」をふまえ、認定を受けようとする総合福祉学部社会福祉学科では人とともに生きる力を育むことを教育の柱としています。

また地域社会の一員として、人々と暮らしの多様性について共感をもって尊重し、福祉や教育をはじめとする幅広い視野に立って社会の仕組みを考え、ともに支援を計画し、実行する能力と技能を獲得することを目的としています。

これらの目的を受け、社会福祉学科ではディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを以下のとおり、定めています。

【社会福祉学科 ディプロマ・ポリシー】

I. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

学則に定める卒業要件を満たし、社会の構成員としての基本的教育及び社会福祉学に関する専門教育に関する知識・技能及び態度を有する者に卒業を認定し、学位を授与する。

【1 社会の構成員としての基本的知識・技能・態度】

社会生活で必要となる汎用的技能及び社会の構成員として求められる態度や志向性を身に付けているとともに、人類の文化、社会と自然に関する知識について理解している。

（１）日本語及び外国語によるコミュニケーション能力を身に付けている。

（２）情報通信機器の活用に関する知識・技能を持ち、利用における法令順守の態度を身に付けている。

（３）問題を発見し、課題を解決する能力を持ち、立案・実行過程で主体性を持って協働できる態度を身に付けている。

（４）人間・文化・社会・国際事情あるいは自然等について幅広い知識と理解を有している。

【2 社会福祉学分野における知識・技能・態度】

社会福祉学に関する価値、倫理、理論、方法を体系的に理解しそこから培われる福祉マインドを持って、さまざまな実践の場で活用する技能・能力を身に付けている。

（１）社会福祉学やソーシャルワークに関する基本的かつ体系的な知識を身に付けている。

（２）社会福祉の専門職（社会福祉士等）に足る社会福祉の知識と福祉マインドを持って、社会福祉をはじめ幅広い分野で活躍する意欲と能力を身に付けている。

（２）教員養成の目標・計画

①大学

本学の建学の精神及び３つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に基づき、地域社会における学校教育を取り巻く現状と課題を踏まえたうえで、「教員養成に関する教育を通じて、学部段階で責任を持って教員として必要な資質能力を確実に身に付けさせるとともに、使命感や責任感、教育的愛情等を持って、教科指導や児童生徒指導等を実践できる資質能力を有した教員を育成することにより、学校教育の発展と向上に寄与する」ことを理念といたします。また教員養成の理念を踏まえたうえで、「教員に求められる幅広い視野と豊かな人間性の涵養に加えて、教科指導や児童生徒指導等に関する基礎的・基本的な資質能力の修得を基盤として、それを現場で活用することができる実践的な能力

を備えるとともに、教員としての継続教育を見据えて、生涯にわたり資質能力の向上を図るために必要な基盤となる基本的な資質能力を有して、学校教育の向上に積極的に貢献する教員を育成する」ことを人材養成の目的といたします。幅広い視野や豊かな人間性の涵養は、全学共通の「基礎教育科目」では「学習力の養成」「思考力の養成」「表現力の養成」「人間力の養成」「社会力の養成」「人間の理解」「社会の理解」「国際の理解」の8つの科目区分による多彩な学びにより、学ぶ深め、そして成長することを目指します。また教科指導や児童生徒指導等に関する基礎的・基本的な資質能力や実践的な能力は専門教育課程あるいは課程外の教職課程科目を通じて修得を目指します。

これらの人材養成の目的を達成するため、全学的な教職課程の事項を審議する淑徳大学大学教職課程運営委員会が中心となり、学校現場や教育委員会からの要望を踏まえた全学的な教職課程の企画、実施、評価や改善を行い、総合福祉学部、看護栄養学部、教育学部、人文学部に置く各教職課程が人材養成の目的を踏まえた教育を行います。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

認定を受けようとする総合福祉学部社会福祉学部と同じ学部内に教育福祉学科、実践心理学科を擁し、教育福祉学科では幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭（保健体育）、高等学校教諭（保健体育）、特別支援学校教諭、養護教諭を育成し、下記の能力を要する人材育成を目標としています。

1. 学校教育や児童福祉、相談援助、発達支援等に関する基礎的・基本的な知識と技術の修得を基盤として、それを現場で活用することができる実践的な能力を養います。
2. 教科指導や児童生徒指導等に関する基礎的・基本的な資質能力の修得とともに、これらを基盤とした実践的な指導力を養います。
3. 豊かな人間性や社会性、常識と教養、礼儀作法を備え、的確な意思疎通により対人関係を形成できる人格的資質を養います。
4. 他の教職員全員と同僚として協調・協働して責任を果たし、教育活動の活性化に貢献できる基本的な協調的資質を養います。
5. 児童生徒はもとより、教員相互、保護者や地域社会との円滑なコミュニケーションを図ることができる資質能力を養います。
6. 主体的・創造的に課題への探求に取り組み、解決するための力を高めるために、継続的に自己研鑽できる資質能力を養います。
7. 常に専門性の向上を図るとともに、不断に最新の専門的知識や指導技術等を身に付けるための基礎的な研究能力を養います。

社会福祉学科福祉教職コースは上記の教員養成の目標に加え、社会福祉の強み・専門性の一つである「つなぐ」をキーワードとして、社会福祉の強みや専門性を発揮し、ソーシャルワークを身に付けた教員として児童一人一人に向き合い、児童のウェルビーイングを目指すため、以下の強みや専門性を身に付けます。

1. 対人支援に関する専門性
2. 子ども家庭、障害、高齢、生活困窮等の多様な福祉分野の専門知識や支援方法
3. 地域支援（コミュニティ・ワーク）に関する専門性
4. 福祉現場での豊富な実習等の経験を通じて福祉に係る行政及び団体との関わりを深めることにより、多機関協働・多職種連携の手法

(3) 認定を受けようとする課程の設置趣旨（学科等ごとに校種・免許教科別に記載）

認定を受けようとする総合福祉学部社会福祉学科福祉コースでは、教育と社会福祉の専門性を身に付けるために理論と実践を融合した教員養成を目指します。教育は既存の総合福祉学部の教育福祉学科の教員養成を基盤として、教員としての使命感や責任感、教育的愛情等を持って、学級や教科を担当しつつ、教科指導や児童生徒指導等の職務を実践できる資質能力の修得に向けて、教職課程の個々の科目の履修により修得する専門的な知識や技能を養成します。

また社会福祉は背景として近年、多様な児童の増加や不登校などの問題が顕在化しています。特に児童の早期対応が重要あり、こうした状況において、社会福祉士の素養を持つ教員は、児童一人ひとりのニーズに適切に対応し、包括的な支援としてスクールソーシャルワーカーなどの各専門家への繋がりや対応を迅速にできます。そのため、社会福祉士の知識・能力を持つ教員の育成は、教育現場における多様性への対応や不登校問題の解決に資すると考えられます。

さらに、社会福祉士の素養を持つ教員は、児童の心理的・社会的側面に着目し、個々の児童の成長を促進することができます。これにより、児童の学びや成長を支援し、学校全体の教育の質を向上させることが期待されます。社会福祉士は、人々の生活全般にわたる支援や福祉の提供に携わる専門家であり、その知識やスキルを教育現場に活かすことができます。このような教員が教育現場に配置されることで、児童の多様なニーズに対応し、個々の児童の成長を支援することが期待されます。

以上から、社会福祉と教育の両分野の知識と技術を習得するとともに、それらを統合し、相互に関連する問題に対応できる教員は社会的に意義あるものであり、特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例を活用して社会福祉学科に小学校教諭二種免許を設置することを申請するものです。

I. 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況

(1) 各組織の概要

①全学的組織

組織名称：	大学教職課程運営委員会
目 的：	教職課程に関する全学的な事項について審議及び学部間の連絡調整を図ることを目的として、次の全学的な事項について審議及び連絡調整を行う。 (1) 学校現場や教育委員会からの要望と全学的な教職課程の企画、実施、評価及び改善に関する事項 (2) 学部間の教職課程に関する事項 (3) その他学長が必要と認めた事項
責 任 者：	大学教職課程運営委員長
構成員（役職・人数）：	(1) 委員長（1名）、副委員長（1名）、委員は、各学部の教職課程運営委員会委員及び教員・保育士養成支援センター運営委員会委員の中から選出し、学長がこれを任命する。 (2) 委員には各事務部の教務又は実習担当職員を含めるものとする。
運営方法：	委員会は、必要に応じて開催するものとし、委員長がこれを招集する。 委員会で審議及び連絡調整された事項については、委員長は、これを大学協議会に報告しなければならない。

②各学科等の組織

組織名称：	総合福祉学部教職課程運営委員会
目 的：	教職課程教育を充実・発展させるとともに、それを適正かつ円滑に行うため、教職課程教育の運営及び改善を図ることを目的とする。
責 任 者：	総合福祉学部教職課程運営委員長
構成員（役職・人数）：	(1) 委員長（1名）※委員長は、委員の中から学部長が指名する。 (2) 教育職員免許状取得に係る教科に関する科目を担当する本学部専任教員 (3) 教育職員免許状取得に係る教職に関する科目を担当する本学部専任教員 (4) 前項のほかに、学校教育現場において教育実践経験を有する実務家教員2名を委員に加えることができる。 (5) 教務委員長及び実習教育センター長は、必要に応じて運営委員会に出席し、協議に参加することができる。
運営方法：	運営委員会は、定例で開催するものとし、委員長がこれを招集する。ただし、委員長が必要と認めた場合、臨時に開催することができる。 前項の規定にかかわらず、委員の半数以上が開催を求めた場合、委員長は、速やかに運営委員会を招集しなければならない。

組織名称：	総合福祉学部実習教育センター運営委員会
目 的：	本学部の実習教育を適正かつ円滑に運営するため、次の事項について協議する。 (1) 実習教育センターの運営

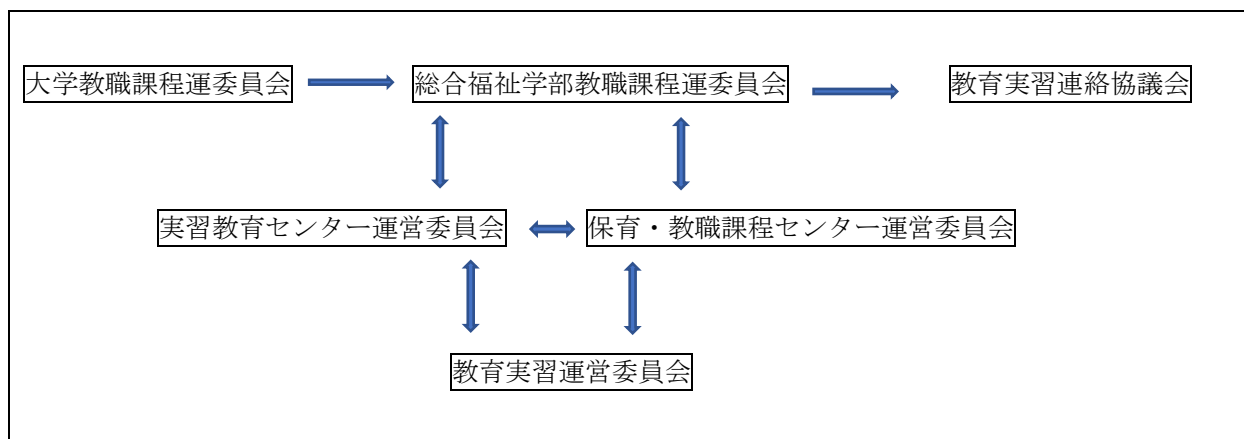
	(2)相談援助実習運営委員会、精神保健福祉援助実習運営委員会、幼稚園教育実習及び保育実習運営委員会並びに教育実習運営委員会が所轄する実習教育の企画・運営等の調整と統括 (3)前号以外のセンター長の指示による実習教育の調整と統括 (4)実習教育センターが管轄する実習教育に関する点検・評価 (5)その他必要事項
責 任 者：	実習教育センター運営委員長
構成員（役職・人数）：	実習教育センター長は、運営委員会の委員長となる。 (1) 実習教育センター長（1名） (2) 実習教育副センター長（1名） (3) 相談援助実習運営委員会委員長（1名） (4) 精神保健福祉援助実習運営委員会委員長（1名） (5) 幼稚園教育実習及び保育実習運営委員会委員長（1名） (6) 教育実習運営委員会委員長（1名） (7) 実習教育センター業務に関わる助教 (8) 実習教育センター業務に関わる事務職員
運営方法：	運営委員会は、定例で開催するものとし、委員長がこれを招集する。ただし、委員長が必要と認めた場合、臨時に開催することができる。委員の半数以上が開催を求めた場合、委員長は、速やかに運営委員会を招集しなければならない。 運営委員会で協議し、議決された事項については、委員長は、これを速やかに学部長又は教務委員長に報告又は提案しなければならない。

組織名称：	総合福祉学部教育実習等連絡協議会
目 的：	総合福祉学部における教育実習等(教育実習、教職体験研究及びボランティア)の計画・実施について、大学と関係機関・教育実習等協力校との緊密化を図り、それが円滑かつ効果的に運営されるような連絡調整を行うことを目的とし、次の事項について協議する。 (1) 教育実習等に参加する学生指導に関すること。 (2) 教育実習等への協力校の受入れに関すること。 (3) 教育実習等の事故防止に関すること。 (4) その他関係者が必要と認める事項に関すること。
責 任 者：	教育実習等連絡協議長
構成員（役職・人数）：	委員については、総合福祉学部長が選任し、学長がこれを委嘱する。 (1) 淑徳大学総合福祉学部教育福祉学科長（1名） (2) 千葉県教育庁の代表者（1名） (3) 千葉市教育委員会の代表者（1名） (4) 教育実習協力校(園)長の代表者 (5) 淑徳大学傘下の学校(園)長の代表者 (6) 淑徳大学総合福祉学部教職課程運営委員会委員

(7) 事務担当職員	
運営方法：	運営委員会は、定例で開催するものとし、委員長がこれを招集する。ただし、委員長が必要と認めた場合、臨時に開催することができる。委員の半数以上が開催を求めた場合、委員長は、速やかに運営委員会を招集しなければならない。 運営委員会で協議し、議決された事項については、委員長は、これを速やかに学部長又は教務委員長に報告又は提案しなければならない。

組織名称：	保育・教職課程センター運営委員会
目 的：	運営委員会は、センターの運営に関する次の重要事項について協議する。 (1) 保育・幼稚園実習、教育実習(養護実習及び看護実習)に関すること。 (2) 介護等体験に関すること。 (3) 学校ボランティアに関すること。 (4) 教育委員会、幼稚園、保育所等との教育連携に関すること。 (5) 教員採用試験、公務員保育士試験、保育所、幼稚園等への就職サポートに関すること。 (6) 各種学校、幼稚園、保育所に就職した卒業生のサポートに関すること。 (7) センターが管轄する業務に関する点検・評価に関すること。 (8) 前各号に定めるもののほか、学部長が必要と認めること。
責 任 者：	保育・教職課程センター運営委員
構成員(役職・人数)：	センター長(1名)は、総合福祉学部長が教育福祉学科の本務教員の中から任命し、副センター長(1名)は、総合福祉学部長が社会福祉学科の本務教員の中から任命する。その他の委員に関してはセンター長が任命する。 センター長が必要と認めたときは、センター員以外の者を運営委員会に出席させ意見を聴くことができる。
運営方法：	運営委員会は、定例で開催するものとし、委員長がこれを招集する。センター長は、センターの業務に関して、適宜、学部長に報告し、必要に応じて、教授会の承認を得なければならない。

(2) (1) で記載した個々の組織の関係図



Ⅱ. 都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組

(1) 教育委員会との人事交流・学校現場の意見聴取等

教職課程運営委員会の委員が適宜学校現場や教育委員会などを訪問することにより、学校現場や教育委員会からの教職課程に対する意見や要望等を聴取し、それらを教育内容に反映することにより教員養成のさらなる充実を図っている。

また、教育実習を円滑かつ効果的に実施するため、総合福祉学部教職課程運営委員会が中心となり、教育委員会や実習校の教員の参画を得て教育実習連絡協議会を設置し、実習内容や指導方法、実習生に求められている資質能力などについての共通理解を図るための協議を行う事とする。

さらに、保育・教職課程センターには経験豊富な実務家教員を配置し、学校現場のニーズに応える教員養成を推進している。

(2) 学校現場における体験活動・ボランティア活動等

取組名称：	淑徳大学学校ボランティア
連携との調整法：	教育委員会と本学の保育・教職課程センターが連携し学校ボランティアの場を提供する。活動中のサポートは、保育・教職課程センターの学校ボランティア部門担当教員が行う。
具体的な内容：	【目的】 (1)教職をめざす学生、子どもと活動したい学生のために、学校現場における実践的な学びと学内の講義を往還する中で、学びへの意欲や質の向上に繋げる。 (2)大学2年生に対する現場での学びの機会を設ける。 (3)学校ボランティアを要望している多くの学校現場に、学生ボランティアが活動することで地域に根ざした大学をめざしていく。 【内容】 ①すべての学習の補助 (例) 行事等、教育課程に位置付けられた様々な学習の補助。図工や家庭科など、刃物を扱う場面や細かな手立てが必要なときの学習補助 ②特別に支援を要する児童生徒への学習支援 (例) 算数や国語等、個別に支援を要する児童生徒への学習支援 ③特別に支援を要する児童生徒への生活支援

(例) 書写や図画工作等の学習用具準備に補助を必要とする児童生徒への支援。

④ 特別支援学級での生活・学習支援

(例) 特別支援学級での担任補助。学習用具の準備手伝い。

⑤ 体育、理科等の用具準備

(例) 特別教室の鍵の開け閉め。体育用具や理科の実験道具の準備。

⑥ 水泳学習の補助

(例) 水泳学習時の用具準備、水泳指導補助。

⑦ 外国語学習の補助

(例) 外国語活動等の時間に児童と一緒に活動。

⑧ 日本語指導の補助

(例) 日本語指導担当者による日本語指導の補助としての児童への学習補助。

⑨ 給食時の手伝い

(例) 配膳や後片付け等の手伝い。

⑩ 休み時間のふれあい

(例) 休み時間に一緒に遊ぶ。

⑪ 本の読み聞かせ

(例) 朝の時間等、図書室や教室で本の読み聞かせ。

⑫ 夏期学習講座等の学習支援（中学校）

(例) 夏休み期間中の学習講座における個に応じた指導。

⑬ 英語検定の面接練習等の補助（中学校）

(例) 英検2次試験に向けた面接練習。

⑭ 保健室業務補助

(例) 保健室における養護教諭の補助

⑮ その他

(例) プリント印刷、お便り等の配布。

取組名称： 「地域活動と社会貢献」

連携先との調整方法：

具体的な内容： 基礎教育科目として配置している「地域活動と社会貢献（必修/1単位）」において、現代社会における社会活動と地域貢献の意義を、自ら関心を有する地域活動・社会貢献活動（地域共生活動）を通じて、理解することを目的としている。また、地域社会で生じている多様な事象は自らの課題でもあるという意識をもち、地域課題の解決に自主的・主体的に参加する姿勢を涵養する。さらに、社会におけるつながり・支えあい、地域課題の諸相、地域活動・社会貢献の担い手等を理解したうえで、多様な地域活動・社会貢献活動（地域共生活動）の実情を学ぶとともに、自らが体験した地域活動・社会貢献活動（地域共生活動）を通して、地域活動・社会貢献活動の意義を認識する。

Ⅲ. 教職指導の状況

【教職指導体制】

教科に関する科目の担当教員と教職に関する科目の担当教員が、学生の情報を共有することができる組織運営体制とするとともに、適切な役割分担と緊密な連携の下に、授業計画の作成や授業の実施、学生の指導や評価に当たるなど、教科と教職の担当教員が協働して科目の実施に責任を持つ体制を構築することとする。また、授業計画の作成や学生に対する指導、評価等の面で、学校現場の視点が適切に反映されているように配慮することから、教育上の指導能力を有する実務家教員を含めることにより、学生の適正や履修履歴に応じて、きめ細かい指導・助言・援助が行えるよう、教職協働で組織的な教職指導の充実に努めることとする。さらに教職課程における教職員の資質向上の取組としてFD研修会を実施している。

【教職指導内容】

(1) 介護等体験の指導

保育・教職課程センターの「実習教育部門」が中心となり、事前指導の実施、施設等への巡回指導、実習参加後の指導を行っている。具体的には、事前指導として、テキストを随時用いながら施設等の概要の把握と注意点の理解、参加に当たっての個々の目標の設定、実習参加中は教員による観察と指導や日誌の活用、参加後は、学びの振り返りと目標に対する自己評価を充実させている。介護等体験を通して、人としての価値や尊厳が障害や年齢に関係なく普遍的に存することを知り、そうした多様な人々とともに生きるためにできることは何かを考えて自ら実践することの意義を深く学べるように指導している。

(2) 教員採用に向けた指導

大学の教職課程は優れた人材を教員として社会に送り出す義務がある。そこで、保育・教職課程センター「保育士・教員採用試験対策部門」が専任教員と連携をはかりながら、年間を通して正課外の対策講座を運営し、学生の基礎学力を固めるとともに、現代の教育課題に向き合っ解決に向けた自らの考えを持てるように指導を行っている。また学生の個別の相談にも随時応じている。

(3) 履修指導

学生が履修計画を策定するにあたっての支援・相談体制の充実を図ることから、各学期始めに履修ガイダンスを行うとともに、オフィスアワーの設定による個別的な支援・相談体制を整備することで、履修カルテによる定期的な履修計画の実行状況を確認し、必要に応じて指導・助言・援助を行うなど、履修期間中のアドバイス機能を充実させている。